

○みなかみ町最低制限価格制度実施要領

平成19年9月10日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この要領は、みなかみ町が発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準及び事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が200万円を超える工事とする。

(平28告示22・全改、令5告示162・令7告示47・一部改正)

(最低制限価格の設定)

第3条 予算執行者は、対象工事の入札にあたり、予定価格の他に最低制限価格を定める。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合で予算執行者の定める割合を予定価格に乗じて得た金額とすることができる。

(平23告示34・平26告示64・令4告示118・令5告示162・一部改正)

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(令5告示162・一部改正)

(不調時の措置)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、再度の入札をすることができる。

(平28告示22・令5告示162・一部改正)

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(令5告示162・旧第9条繰上)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日告示第64号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日告示第22号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月26日告示第118号)

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月14日告示第162号)

この告示は、令和5年12月14日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日告示第47号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。